

右及申(通)報候也

別紙

メタリコン所員に告ぐ

(三月三日社長手紙表紙に於て)

本社は前より向山一ヶ年五の方向を要し

一、当社の難局を打開せんとする所員に對しては任事要求高しより人事費減少の諸経費を削減し自らの裁  
題を各自の給料に掛合して支給すること  
二、本社の利益は、一ヶ月の利益が及ぶ諸経費を削減し尚利益を挙げ得たる場合は全額を本社の利益に振り替へるべし

三、本社の前途を不測とし他に就職せんとする所員に對しては退職中全額を支給せし  
本社は對し各自は自らの責任を以て社員に望む希望を申出せし

四、経営困難に際し各自の事業其他に於て、会社に収入減を来したる場合には会社は之を考慮し取極むるに  
付、何等の平手を通り移動せらるべし

五、二場の今余を所員が各々交詢社を退社し本と格とを所望する場合は同様の費用によることとす、其の理  
由書に於ては、役員会に報告し、各所望する期を明記すること

別紙

掲示

一、本社の経営方針、各所員が支持せしめたるべき所員に對しては、長らく専任勤務せしめ、其の利益を以て、  
二、退職中全額を支給せしめ、其の利益を以て、  
三、本社の利益は、一ヶ月の利益が及ぶ諸経費を削減し尚利益を挙げ得たる場合は全額を本社の利益に振り替へるべし

6. 3. 28  
2292

考社第一〇七〇  
昭和六年三月廿七日  
岩手県 岩手郡 岩手町 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙蔵 殿  
社会局長 吉田 茂 殿  
各廳 縣 長 官 殿

日本メタリコン工業所労働争議ニ非スル件 (第一報一三月廿四日)

要旨  
一、本所は、三月廿四日、二回、八名を代表して、手塚園長に交渉したる、  
二、本所は、三月廿四日、二回、八名を代表して、手塚園長に交渉したる、  
三、本所は、三月廿四日、二回、八名を代表して、手塚園長に交渉したる、

標工場労働争議前報(三月十七日号第九〇四号)後、状況は記  
ノ通ニ有之及申(通)報候也